





平成17年8月30日(火) 号外 第 85 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の取消

不在者投票を行うことができる施設の指定

個人演説会を開催することができる施設の住所表記等の変更

1 1

2

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成17年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名	称	所 在 地	指定取消年月日
壽生病院		出雲市大津町3627番地8	平成17年8月26日
斐川生協病院		簸川郡斐川町大字直江町4911番地	平成17年8月26日

島根県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成17年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名	称	所 在 地	指定年月日
壽生病院		出雲市上塩冶町2862番地 1	平成17年8月26日
斐川生協病院		簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	平成17年8月26日
有料老人ホーム故郷		邑智郡邑南町下田所1083番地 1	平成17年8月26日

島根県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、出雲市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

9	称	所 在 地					変更年月日		
12		变	更	前			変	更	後
さんぴーの出雲		出雲市中野町724番地 9		出雲市中野美保南二丁目15			平成17年 3 月22日		